

会 議 記 録

1. 会 議 令和7年度第1回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会
2. 日 時 令和7年7月30日（水）15時30分～16時40分
3. 場 所 酒田市役所 第二委員会室
4. 出 席 者 出席者名簿のとおり 委員15名中13名出席

5. 健康福祉部長あいさつ

6. 自己紹介

委員の改選があったため、座席順に自己紹介を行った。

7. 会長の選出

- ・設置要綱をもとに協議会の内容について事務局より説明した。
- ・事務局一任となり、会長は小林和人委員に決定した。
- ・副会長は会長が指名した澤邊みさ子委員に決定した。

8. 協 議 会長 議事進行

(1) 障がいを理由とする差別の解消に係る今年度の取り組み状況について（事務局説明）

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見、ご質問を伺いたい。

(会 長)

福祉の担い手育成事業の障がい者交流体験事業の応募が増えないが、どのような対策を取っているか。

(事務局)

障がい者交流体験事業がなかなか活用いただけない状況のため、今年4月下旬に資料2のチラシを受託先の社会福祉協議会を通して、各小中学校へ配布しお願いをしていただいたところである。今年度は申し込みがなかったため、来年度へ向けて各学校にアンケートを取り、メニューの見直しを含め検討したいと考えている。

(会 長)

周知が図られていないことだけでなく、あまり応募がない状況であれば、アンケート結果を踏まえて、内容も変更するなど踏み込んだ検討が必要ではないかと思う。

(委 員)

福祉の担い手育成事業を受託しているが、高齢者疑似体験と障がい者交流体験の2つプログラムがあるが、高齢者疑似体験に申し込みが多くなっている。障がい者交流体験事業は今年度4年目で、比較的新しい事業である。今後もPRも行い、内容についても担当課と検討を行っていききたい。

(会 長)

VRゴーグル器具を利用した疑似体験なども活用できるのではないか。レジャーにも使われるが、精神科医業の分野でも患者さんの体験をするとして、例えば視野が狭い人がどう見えているかなど、いろいろなことに活用できるものとなっている。

(会 長)

市の新規採用職員研修はどのような内容か。

(事務局)

障害者差別解消法について、職員が講師となり1時間程度説明を行っている。

(会 長)

このような機会にこそ、座学だけでなく、どのようなバリアがあるかを想像できる、寄り添った対応ができるように、疑似体験の機会を取り入れることも良いのではないかなと思う。

(事務局)

ぜひ検討をしていきたい。

(委 員)

庁内研修では、花笠ほ一ふ隊による「知的・発達障がい疑似体験」をされているが、花笠ほ一ふ隊は、消防学校、警察では新規採用職員へも研修会を行っている。疑似体験を通して、障がいのある方への対応を知ることにつながるため、一般の方、子どもたちも含めてぜひ案内していただきたい。また、障がいのある方の雇用支援として、市が率先して障害者法定雇用率を達成するように取り組んでいただきたい。

(委 員)

花笠ほ一ふ隊による「知的・発達障がい疑似体験」は、座学だけでなく疑似体験がメインとなっている。子どもたちや一般の方に、このような体験の機会を作り、理解を深めてもらいたいと思う。また、市の障がい者の就労支援として、障がい者雇用率の上昇により、障がい者雇用の課題に取り組んでいるところである。今後も就労支援コーディネーターを配置し、採用とともに、仕事の切り出しを行い、やりがいを持って働いてもらうように努めていきたい。

(2) 障がいを理由とする差別の解消に係る相談事案について (事務局説明)

(会 長)

委員の皆さんから、ご意見、ご質問を伺いたい。

(会 長)

決してお断りしたのではなく、意思疎通がうまく図られなかったことが原因となっていると考えられる。配車アプリは都心部で一般的になってきており、障がいのある方にとっても使いやすいものになっており、広がればとても利用しやすいものとなっている。配車アプリの導入は事業所の都合もあるので各事業所の体制次第となるが、より障がい者の方がいろいろな手段で、乗車できればいいと思う。障がいの特性に対して手段が複数あるような形で選択ができるようになればいいと思う。

(3) その他（情報交換）（事務局説明）

(委 員)

待ち望んでいた成年後見センターの設置、大変嬉しく思う。待っていた市民もいっぱいいたと思う。やはりなかなか家族では手続きができない場合は、後見人を依頼することになると思うが、成年後見センターは、社会福祉協議会が団体として受けていただくとの理解でよろしいか。それとも相談や後見人への支援などの機能になるのか。

(委 員)

社会福祉協議会では、法人として今も成年後見事業を実施している。約18名の後見をお受けしている。今度は、当協議会だけでお受けするのではなく、様々な団体から助言をいただき、それぞれの団体の方とも受任調整を行っていく。また、市民の方への周知活動も行い、将来に向けて、一般の市民の方からも後見を受けていただけるような研修なども行っていきたいと考えている。全体の後見のあり方ということ、センター機能として果たさせていただくということになる。

(会 長)

例えば医療や福祉の現場で、後見人をつけたい、該当するのか、どんな制度か聞いてみたいなど、窓口的に相談を受けたときは、成年後見センターに連絡してもらうような流れになるか。

(事務局)

成年後見の相談を権利擁護・成年後見センターで相談を受けていただくが、例えば高齢者であれば地域包括支援センターも、その権利擁護の説明等をする役割となっており、また障がい者の権利擁護に関しては、基幹相談支援センターでお聞きするというような形になっている。成年後見センターだけではなく、それぞれの分野でも、一時的な相談は受け付け、成年後見センターにつないでいくというような場合もある。全体でというような形にもなろうかと思う。どうぞよろしくお願いしたい。

(会 長)

成年後見センターは、一般的な市内の地域包括支援センターよりも当然ながらその成年後見制度については、より詳しくあって、プロフェッショナルになって欲しい、習熟していつて欲しいというのが多くの皆さんからの期待かと思う。全く同列ではなく、成年後見センターとして、ワンランク上の

対応を望みたい。その代わり技術的には、すでに地域包括支援センターを使っている人は、まず地域包括へという流れになるというように捉えている。

(会 長)

弁護士が後見人を引き受けられる場合は、どのようなルートで受けているか。

(委 員)

裁判所から弁護士会へ推薦の依頼があり、弁護士会から個々の弁護士に打診がくることが基本的なルートである。

(会 長)

先ほど一般の方に受けていって欲しいという流れの中で、逆に一般の方では難しそうなケースもあると思うが、そのようなところで幅広い人たちが受けていくにあたり、今後その仕分けをしていける機能がどこかになければならないと思う。

(委 員)

例えば、山形市でもすでに立ち上げており、市民後見の研修会なども開いているとのことだった。しかし、まだ一般的に受ける段階までは至っていないようだが、先進事例なども勉強していきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

(委 員)

後見人にかかる費用は、平均的には年間 30 万ぐらいかかると聞いているが、被後見人は資力がない方もいるので、何とかお金を補助するような、負担を少なくするような制度が必要だと思う。

(事務局)

後見人の報酬は裁判所で決定されるが、社会福祉協議会で法人後見をしている場合は、月 2 万円、年間 24 万円くらいの方が多くなっている。資産の金額により報酬が違っており、本人の保有財産から出せる部分はいただいくというような形になる。資力がなく報酬も払えない方については、後見人の方から申請いただくと、市で報酬分を助成するという制度がある。

(委 員)

市の助成は、市長申し立て以外でも対象になるか。

(事務局)

市長申し立て以外の方も、資力等の要件があるが対象となる。もしそういう事案あれば、ご相談をお願いしたい。

(委 員)

在宅で学校に行けない状況の医療的ケアの必要な方が、医療機関へ冠婚葬祭などでショートステイのお願いをしても最近なかなか受けてもらえないという話があった。医療機関、施設のショートステ

イの活用について、それぞれ難しさがあると聞いている。30 年前に関係機関、福祉団体等で要望し、医療機関に医療的ケアが必要な方のベッドを用意していただいている。頻度は少ないが、利用したい時に適切に利用できるように、市から働きかけをお願いしたい。

(事務局)

医療的ケア児・者のショートステイについては、課題として捉えており、昨年度、医療機関と意見交換を行っている。ショートステイの枠は確保されており、医療機関でもなるべくお受けして下さるような努力は見せてくださっているが、医療的ケア児が少し増えている状況にあること、また、定期的に利用している方との兼ね合いで、冠婚葬祭等で利用したい時にすでに満床という状況になることがあると聞いている。医療的ケア児が大人になった後、医療的ケアが必要な障がい者の方の受入を、1 医療機関だけでなく、他の医療機関でも受け入れていただけるような形になれば、ショートステイ枠が増えることにより、医療的ケア児も受け入れやすくなるというお話しも聞いている。所管課のこども未来課と当課と一緒に医療機関と検討を行っていきたい。また、ショートステイの問題を酒田市の重要事業要望に挙げさせていただいており、何とか受け入れを増やせないものかと要望をさせていただいている状況である。

9. その他（情報交換）

10. 閉 会